

森林経営管理制度を踏まえた 民有林行政への支援

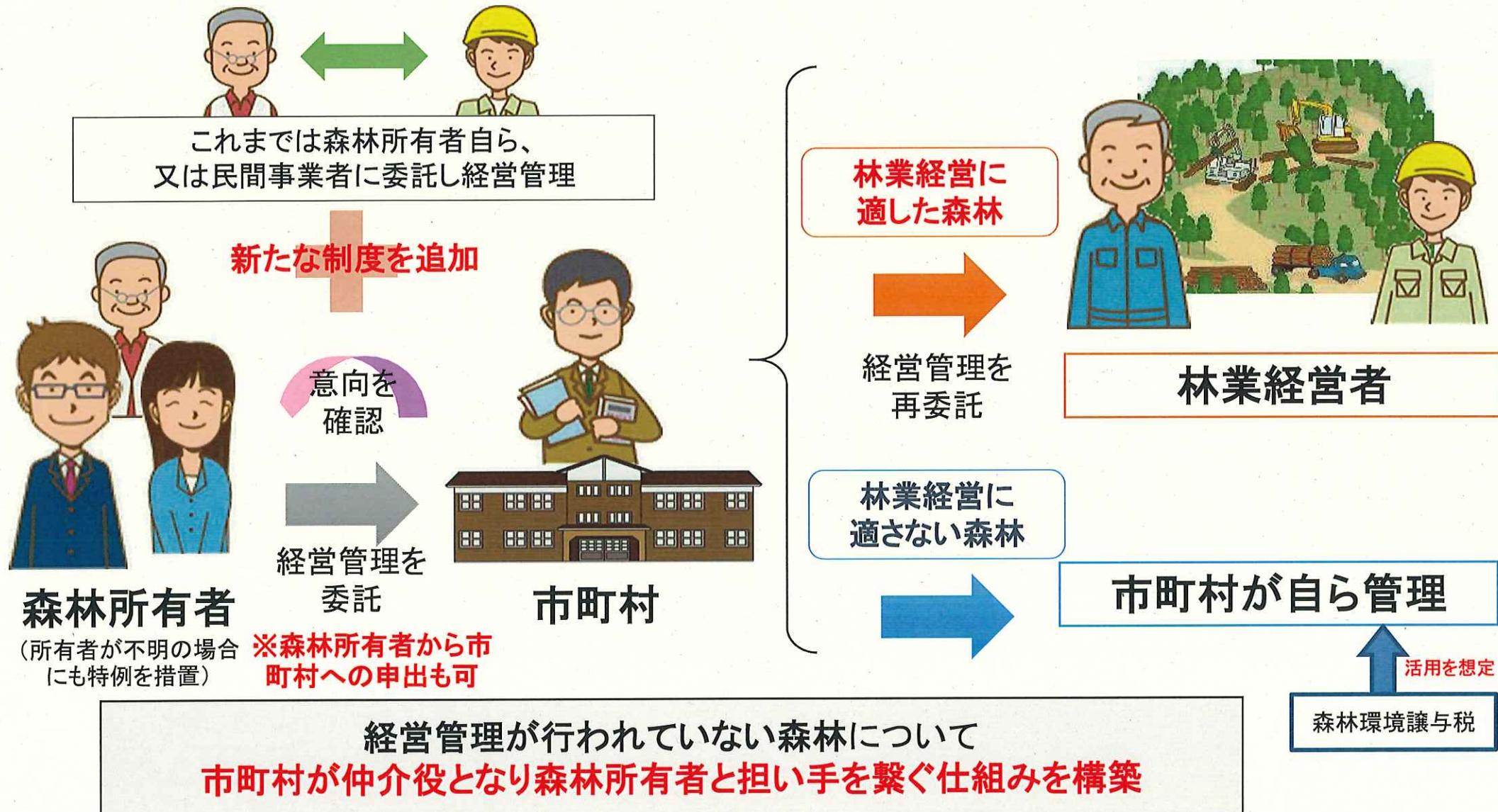
1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税
2. 「意欲と能力のある林業経営者」に対する支援の取組
3. 民有林と国有林が連携した取組
4. (事例紹介)森林経営管理制度におけるドローンを活用した支援



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林経営管理制度（森林経営管理制度）の仕組み

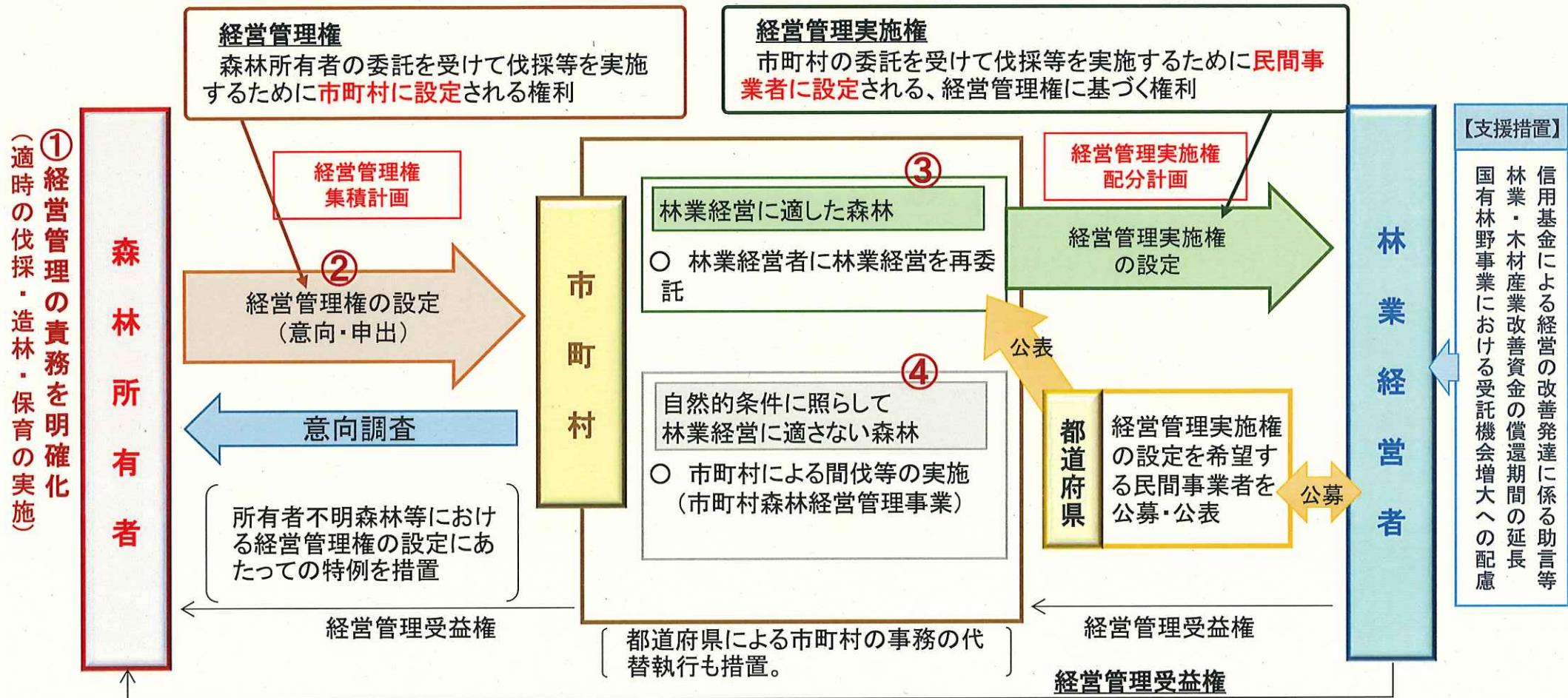
- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林経営管理制度（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

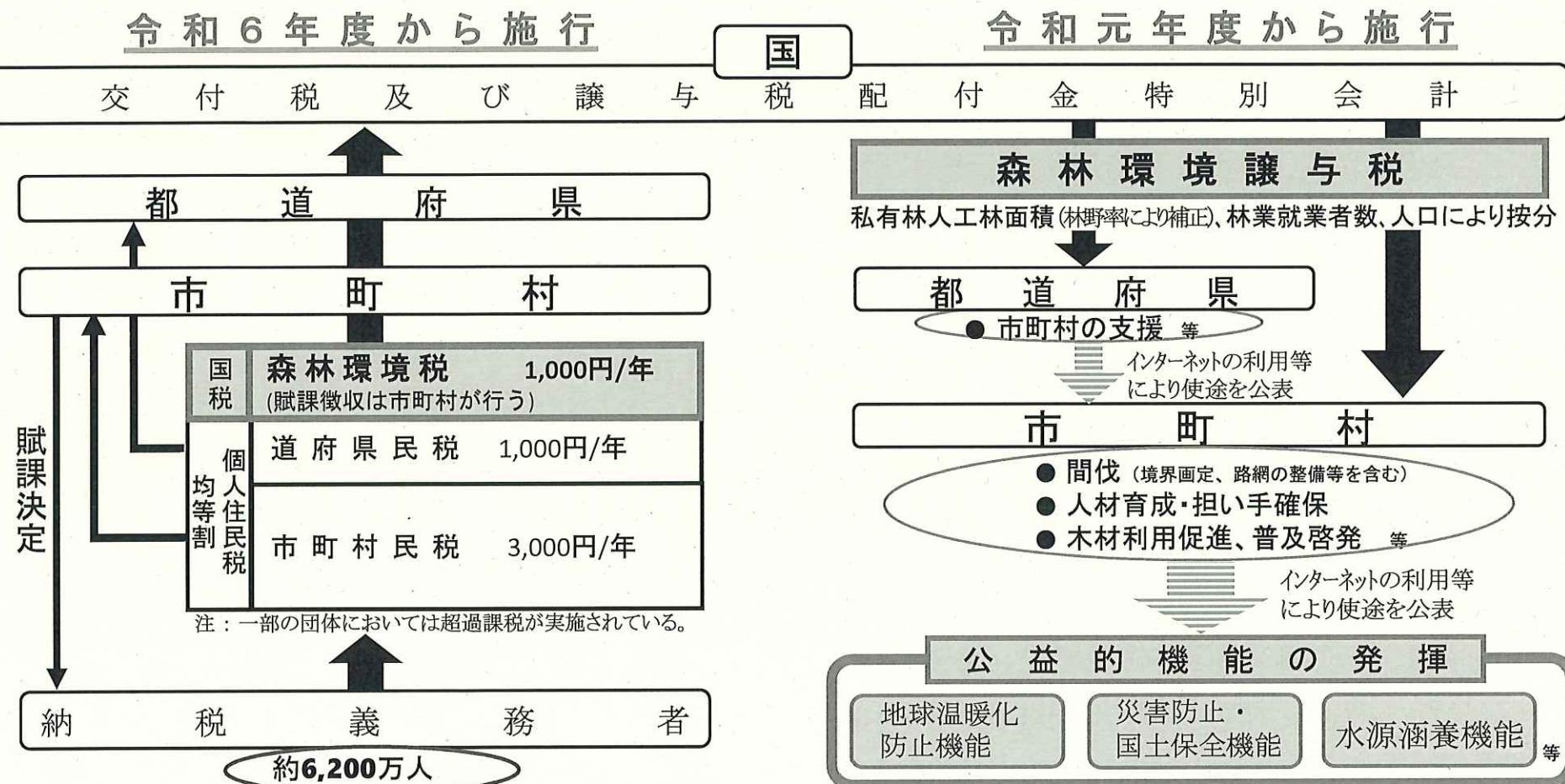


1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

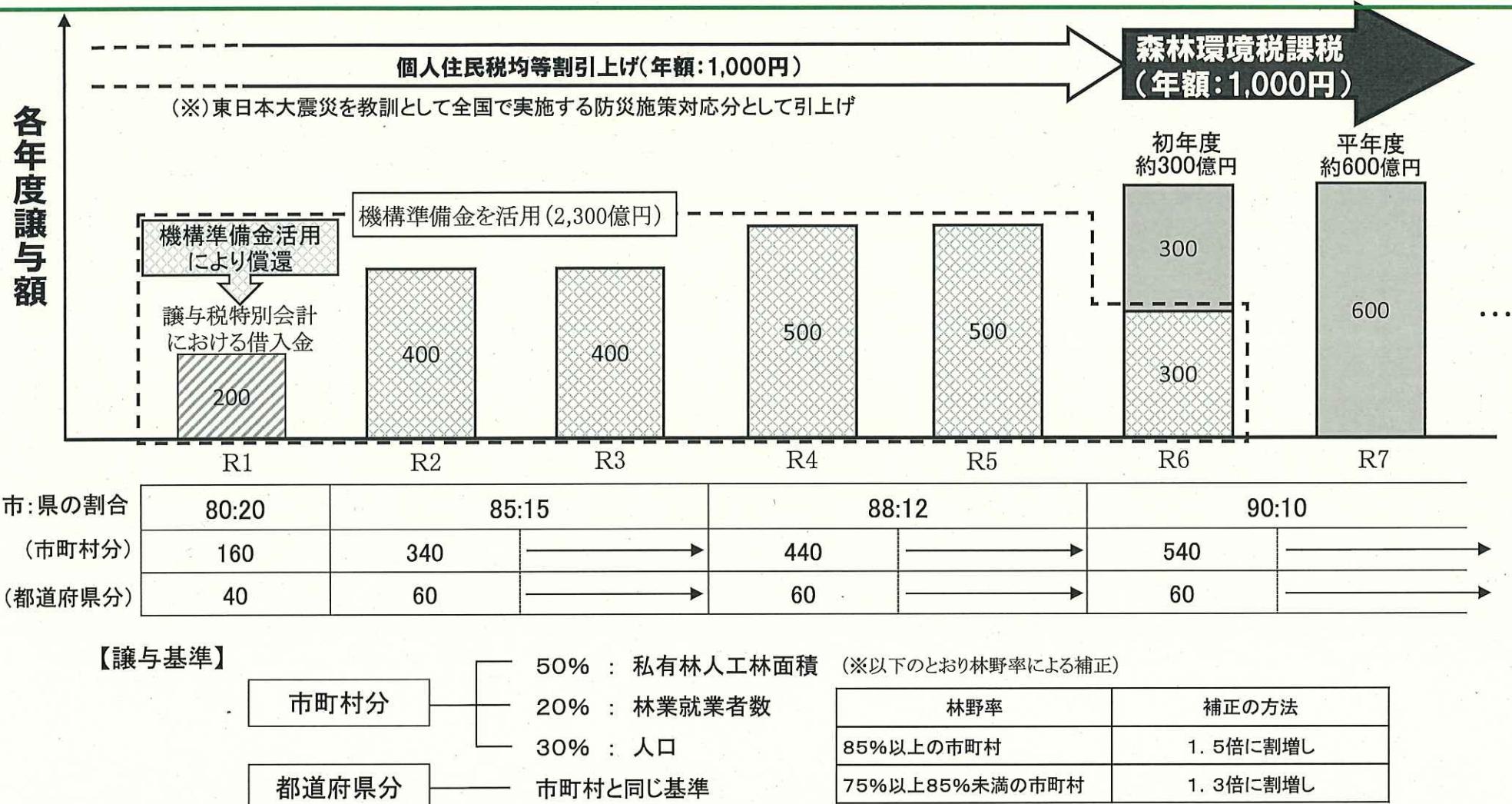
【制度設計イメージ】



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境譲与税を活用した事業例

○林野庁のホームページにおいて、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組事例を紹介していますので、地方単独事業創設などのご参考にしてください。

林野庁のウェブサイトで取組事例を紹介しています！

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) in Japan. The top navigation bar includes links for English, Kids Site, Site Map, Text Size, Standard, and Large. Below the header is a search bar with options to search by dictionary or keyword, and a Google custom search box. The main menu features links for 'About MAFF', 'Information', 'Policy', 'Application/Enquiry', and 'State Forest Information'. The current page path is 'Home > Category別情報 > 森林環境税及び森林環境譲与税'. The main content area is titled '森林環境税及び森林環境譲与税' (Forest Environment Tax and Forest Environment Transfer Tax). A sidebar on the left lists various topics related to the tax, such as '取組事例' (Case Studies), '創設' (Establishment), '趣旨' (Aim), '仕組み' (Mechanism), '使途' (Use), and '公表' (Announcement). A note at the bottom of this sidebar indicates that the examples are from the '令和元(2019)年度' (Fiscal Year 2019). The right side of the page contains a large white box with the title '森林環境譲与税の取組事例集' (Collection of Case Studies for Forest Environment Transfer Tax) and the date '令和2年1月' (January of the Reiwa 2nd year).

ここをクリック！

注：この事例集は、令和元年度に森林環境譲与税を使って取組が行われている事例（予定を含む）を集めたものです。実績ではありませんのでご留意ください。

2. 「意欲と能力のある林業経営者」に対する支援の取組

- 管内の都県においても、「意欲と能力のある林業経営者」の公表がなされているところ。

※ 福島県（58者）、茨城県（25者）、栃木県（33者）、群馬県（51者）、埼玉県（7者）、千葉県（2者）、東京都（5者）、神奈川県（9者）、新潟県（34者）、山梨県（11者）、静岡県（28者）
(9月24日時点)



① 国有林野事業に係る伐採等の委託に当たっての配慮

- 造林・素材生産の請負事業の総合評価落札方式による一般競争入札において、「意欲と能力のある林業経営者」である場合は、加点。

② 生産性向上の取組

- 素材生産の請負事業体に作業日報の作成を義務付け、分析し、作業工程のボトルネックを把握・改善。

③ 現地検討会の開催情報の提供

- 森林管理局・森林管理署が行う経営管理に資する現地検討会等の開催情報を提供。

《森林経営管理法(抜粋)》

(国有林野事業における配慮等)

第44条 国は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条第2項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者※1に委託するように配慮するものとする。

2 森林法第7条の2第1項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者※1に対し、経営管理※2に資する技術の普及に努めるものとする。

※1 「林業経営者」：経営管理実施権の設定を受けた民間事業者

※2 「経営管理」：森林(地域森林計画の対象とするものに限る。)について自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと

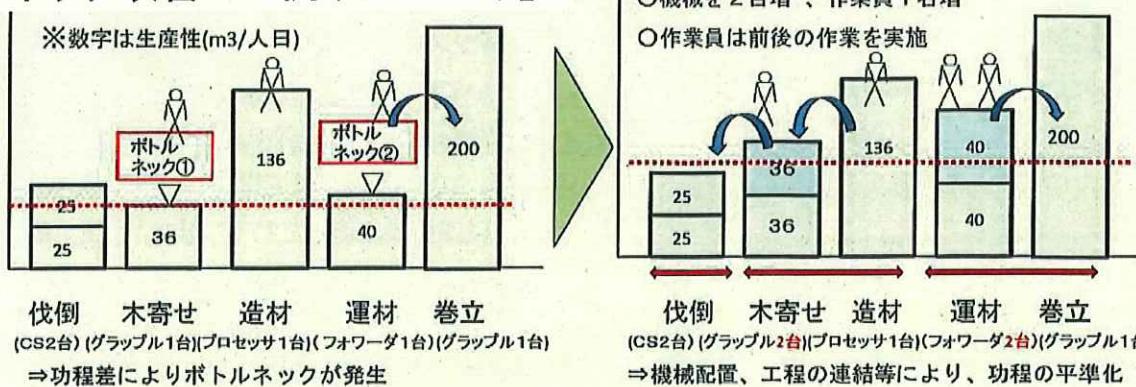
2-② 生産性向上の取組

- 平成31年4月からスタートした森林経営管理制度を円滑に運用するためには、林業事業体を「意欲と能力のある林業経営者」へ育成し、生産性の向上を図ることが必須。
- 林業事業体が一年を通じ、安定的・効率的に事業を実施できるよう、一貫作業システム、複数年契約、複数作業種の組合せ発注(植栽、下刈り、除伐等の作業ができる限り組み合わせて発注)を推進。
- 国有林の素材生産事業において、すべての請負事業体に、伐採から運搬までの各作業工程を対象として作業者ごとに作業時間及び処理材積を記録する作業日報の作成を義務付け、分析し、ボトルネックの把握・改善による生産性向上を推進。

■ PDCAサイクルの活用による生産性向上の取組



【ボトルネック改善の1例(イメージ)】



静岡県浜松市
生産性向上現地検討会

2 - ② 素材生産における生産性向上の取組

●関東森林管理局の生産性目標（目安）

基準（平成27年度）

主伐： 8.1m³/人日

間伐： 5.0m³/人日

中間（令和2年度）

主伐： 10.2m³/人日

間伐： 6.6m³/人日

目標（令和7年度）

主伐： 12.2m³/人日以上

間伐： 8.2m³/人日以上

●関東森林管理局の生産性目標達成状況等

| 年度 | 主間伐別 | 目標 (m ³ /人日) | 実績 (m ³ /人日) | 達成率 | 各署での作業日報の作成・分析 |
|--------|------|----------------------------|----------------------------|------|------------------|
| 平成29年度 | 主伐 | 8.5 | 4.4 | 52% | 各署等一契約で実施 |
| | 間伐 | 5.3 | 6.0 | 113% | |
| 平成30年度 | 主伐 | 9.1 | 9.1 | 100% | 全ての請負契約で実施 |
| | 間伐 | 5.8 | 6.6 | 114% | |
| 令和元年度 | 主伐 | 9.7 | 8.5 | 88% | 全ての請負契約(事業地毎)で実施 |
| | 間伐 | 6.3 | 6.6 | 105% | |

●生産性向上実践担当者会議の開催

平成31年4月18、19日に関東森林管理局において、各森林管理署等の担当者50名を集め、生産性向上実践担当者会議を開催。

- 宇都宮大学農学部森林科学科森林工学研究室の有賀准教授から「作業システムの生産性とコスト」と題した特別講義を実施
- 日報報分析支援ツールの入力体験を実施
- 各署等の取組のうち優良事例を発表



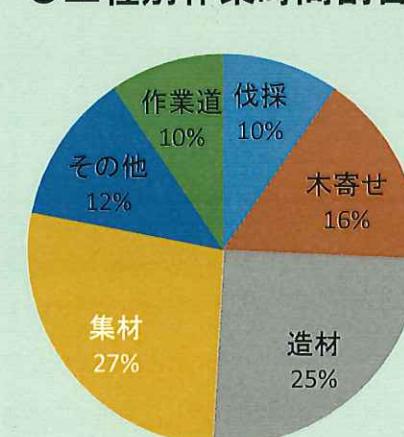
有賀准教授による特別講義

●日報分析支援ツールの活用による工程管理の取組（白河支署の事例）

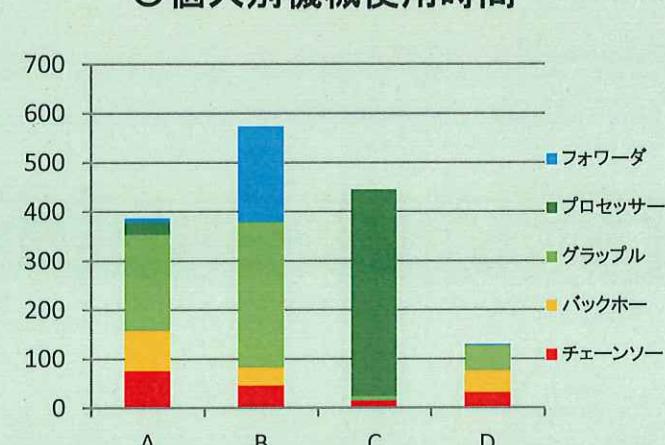
日報分析支援ツールにより作成した工程別生産量のグラフ等により生産性の低い工程(ボトルネック)等を把握し、改善策を検討。



○工程別作業時間割合



○個人別機械使用時間



2 - ③ 現地検討会の開催情報の提供

- 国有林で先駆的に取り組んでいる様々な施業方法が民有林にも普及するよう、「意欲と能力のある林業経営者」をはじめ、広く関係者に参加をはたらきかけ、現地検討会を積極的に開催。
- 令和元年度は、管内各地で下刈省力化、一貫作業システム、林業専用道、獣害防除、生産性向上、丸太の採材方法などの現地検討会を22回開催。1,107名が参加（平成30年度は46回開催、1,973名が参加）。
- 令和2年度は、参加人数の制限など、新型コロナウィルスの感染拡大防止対策を講じた上で開催。



下刈省力化現地検討会



獣害防止対策現地検討会



生産性向上現地検討会

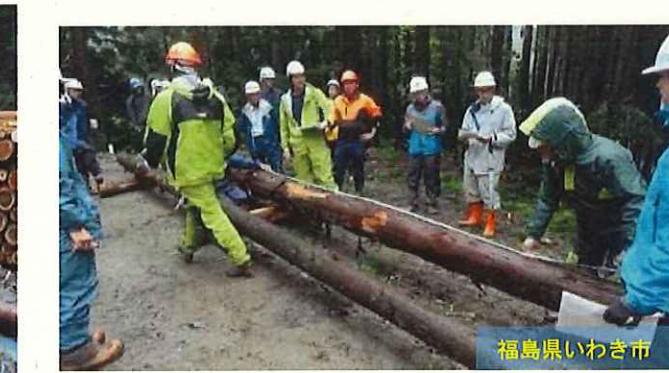


群馬県沼田市

コウヨウザン植栽現地検討会



茨城県常陸大宮市



福島県いわき市

採材現地検討会

3. 民有林と国有林が連携した取組

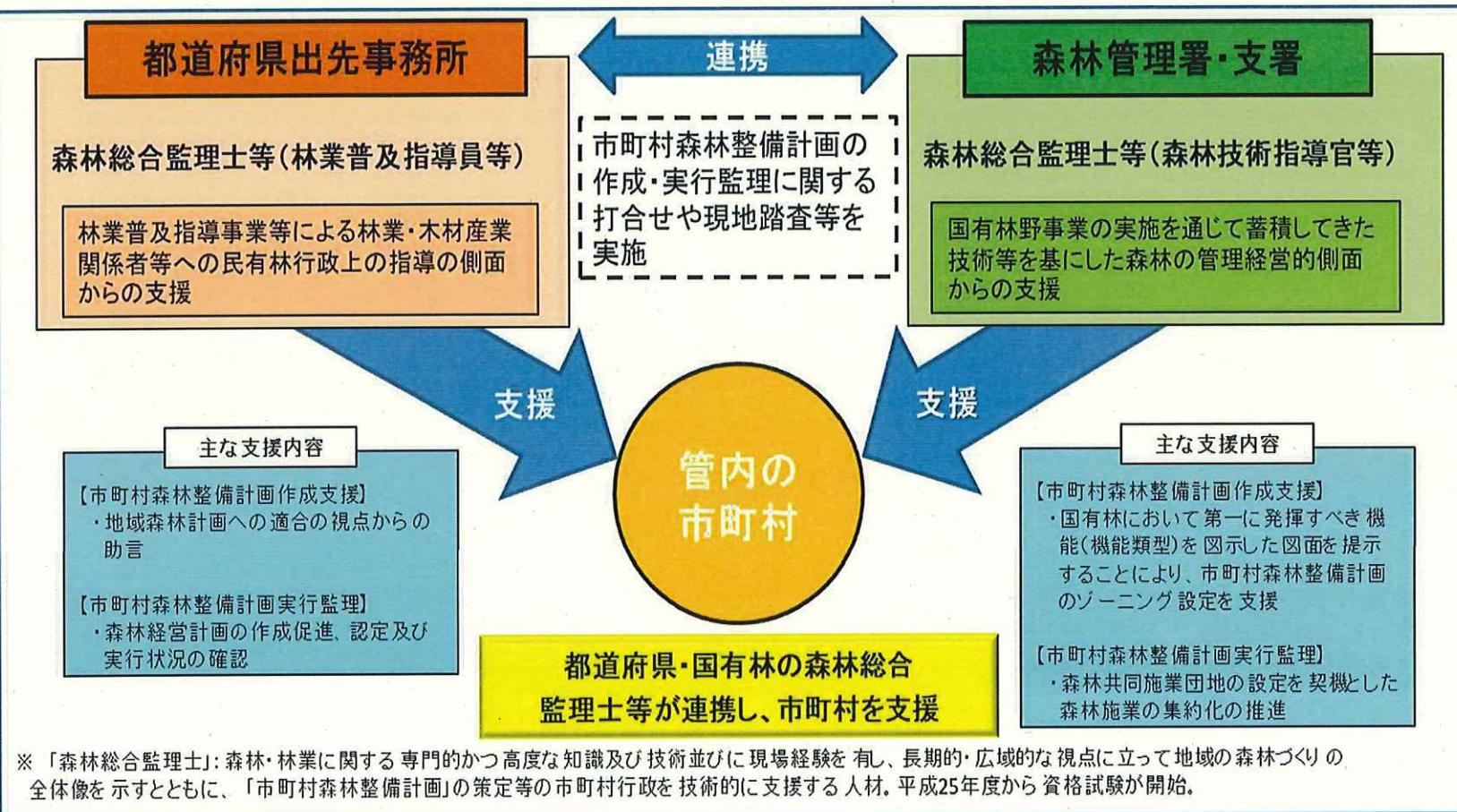
令和2年7月1日

| 区分 | 取組の内容 | 関東森林管理局における実績・成果 | 根拠法令等 |
|----------------|--|--|---|
| ①民国連携推進地区 | 平成28年度から令和2年度までの5年間において、森林計画樹立計画区単位に一つ以上の市町村を対象に順次設定し全体で30地区（市町村）を設定 都県と国有林の森林総合監理士等の連携の下、市町村森林整備計画の作成をはじめ市町村における林政の課題解決等に対する援助 | 平成28年度民国連携推進地区 ・喜多方市(会津署)・南会津町(南会津支署)・石岡市(茨城署)・鹿沼市(日光署)・みどり市(群馬署)・伊豆市(伊豆署) 平成29年度民国連携推進地区 ・いわき市(磐城署)・中之条町(吾妻署)・秦野市(東神署)・湯沢町(中越署)・秩父市(埼玉所) 平成30年度民国連携推進地区 ・常陸太田市、大子町(茨城署)・日光市(日光署)・佐渡市(下越署)・浜松市(天竜署)・富士吉田市(山梨所) 令和元年度民国連携推進地区 ・田村市(福島署)・古殿町(白河支署)・城里町(茨城署)・南牧村(群馬署)・阿賀町(下越署)・島田市(静岡署)・君津市(千葉所)・身延町・南部町(山梨所) 令和2年度民国連携推進地区 ・塙町(棚倉署)・大田原市(塩那署)・みなかみ町(利根沼田署)・上越市(上越署) | ・森林法10条の12 ・林野庁長官通知 ・森林・林業基本計画 ・関東森林管理局独自の取組 |
| ②フォレスターチーム | 都県又は流域単位で設置し、森林管理署等の森林総合監理士等（森林技術指導官又は地域林政調整官等）と都県の森林総合監理士等で交流を行いつつ、地域林政の課題解決に向けた取組を実施 民国連携推進地区を拠点として低コスト化・省力化の技術等を普及 | ・設立状況 「関東森林管理局フォレスター連絡会」（H30.2.7結成） 「かながわフォレスターズネットワーク」（H31.3.15結成） 「茨城県フォレスター等連絡協議会」（H31.6.18結成） | ・林野庁長官通知 ・関東森林管理局独自の取組 |
| ③森林共同施業団地 | 民有林と国有林が連携することで双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域について、森林共同施業団地の設定及び協定締結により、民国を連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐、協調出荷等を実施 | ・平成22年9月から設定を開始 令和2年7月1日現在：22協定、21団地 | ・国有林野の管理経営に関する基本計画 ・林野庁長官通知 |
| ④公益的機能維持増進協定 | 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるとき、民有林の森林所有者と協定を締結して、民有林と国有林を一体的に国が森林整備等を実施 | ・協定締結件数 平成25年度 2件 平成26年度 1件 平成27年度 1件 平成28年度 2件 平成30年度 4件 (計10件) | ・森林法10条の15 ・林野庁長官通知 |
| ⑤民国連携システム販売 | 民有林材と国有林材をまとめて出荷（協調出荷）することにより、小ロットで販路の乏しかった民有林材の供給を促進 | ・民有林材販売実績 平成26年度 1協定 (424m ³) 平成27年度 3協定(412m ³) 平成28年度 4協定 (2,713m ³) 平成29年度 10協定(4,480m ³) 平成30年度 21協定 (6,688m ³) 令和元年度 24協定(7,364m ³) 令和2年度 28協定 (10,100m ³) | ・国有林野の管理経営に関する基本計画 ・林野庁長官通知 |
| ⑥森林総合監理士等の育成支援 | 地域林業のリーダーとなるべき森林総合監理士等の育成・確保のため、県、大学、試験研究機関等と連携し、多様なフィールドを有する国有林を活用した現地研修や都県の要望に対する研修講師の派遣等を実施 | ・平成23年度より森林総合監理士育成等の研修を実施 森林総合監理士等育成研修受講者数 合計 1,013名受講（民有林671名・国有林342名） 【令和元年度末現在】 | ・森林・林業基本計画 ・林野庁長官通知等 |

3-① 民国連携推進地区

民国連携推進地区的設定と取組

- 市町村森林整備計画の作成・実行監理、森林経営管理制度等の市町村の新たな業務に対応するため、都県と連携し「民国連携推進地区」に対する技術的支援を展開
- 森林計画の改定時期(5年に一度)を迎えている市町村の中から、平成28年度以降「民国連携推進地区」を30市町村設定し、各地区の森林・林業をめぐる課題解決に向けた取組を重点的に支援。



獣害対策や木材販売等の意見交換
(静岡署:静岡県島田市)



民国連携推進地区打合せ会議
(関東局:県市町村からも7名出席)

3-① 民国連携推進地区の設定と取組課題・取組状況

民国連携推進地区の設定と取組課題・取組状況

| 設定年度 | 署等 | 連携相手 | 推進地区 | 各地区独自課題 | 各地区の取組状況 | 森林共同施業団地名 協定締結年月 |
|------|-------|----------|------|--|---|------------------------------|
| H28 | 会津署 | 会津農林事務所 | 喜多方市 | ①会津地方民国連携推進会議の開催 ②森林共同施業団地の設定 | 喜多方市楚々木地区森林共同施業団地 平成29年3月設定 ①会津地方民国連携推進会議の年2回の定着 令和元年度2回目は全市町村担当者を含めて開催 ②新たな森林共同施業団地発掘の取り組み実施 結果的に該当地区において多方面に問題点があり断念 ③下刈、生産性向上現地検討会の開催 ④既存団地の取組は土地所有者からの理解が得られず計画の調整中 | 喜多方市楚々木地区森林共同施業団地 平成29年3月 |
| H28 | 南会津支所 | 南会津農林事務所 | 南会津町 | ①会津地方民国連携推進会議の開催 ②南会津産木材市への出材等による協力 | ①南会津町林業成長産業化推進会議の支援 ②会津地方木材安定供給連絡会への参画、南会津産木材市への出材 ③下刈・低密度植栽現地検討会の開催 ④南会津地区林業関係者（事務担当者）情報交換会の開催 ⑤獣害剥皮被害調査検討会開催 | |

3-② フォレスターチーム

- 局署のフォレスター等による民国連携の具体的な取組事例やそのノウハウに係る情報の共有、連絡・調整、技術の向上を図るため、「関東森林管理局フォレスター連絡会」を設置。
- 地域の森林における公益的機能の維持・増進、地域林業・木材産業の発展及び都県と連携した市町村支援を図るため、都県と森林管理署等の森林総合監理士等による都県単位でのフォレスターチームを設置し、連携を促進。

市町村主体の森林整備を実現するためには、長期的かつ継続的に技術的支援等が必要

フォレスターチーム



【設置済】：神奈川県、茨城県



都県毎の設置を進める

【取組方向】

- 民国（森林総合管理士等）による、定期的な情報共有や各種交流を推進し、地域林業の課題解決を図るため、以下の取組を進める。

- ・市町村へ技術等の支援
- ・民有林・国有林を活用した各種研修会の開催
- ・新たな知見・技術（生産性向上、低コスト化・省力化、獣害対策）の共有・普及
- ・民国連携による森林共同施業団地等の推進
- ・地元の民有林関係者や木材需要者との連携による、意欲と能力のある林業経営者の育成



一貫作業システム等現地検討会
(塩那森林管理署)



「茨城県フォレスター等連絡協議会」
設立総会（令和元年6月）

3-② 関東局管内における都県のフォレスターチーム結成状況

地域の森林における公益的機能の維持・増進、地域林業・木材産業の発展及び都県と連携した市町村支援を図るため、都県と森林管理署等の森林総合監理士等による都県単位でのフォレスターチームを設置し、連携を促進。

かながわフォレスターズネットワーク

平成31年3月15日発足 会員25名
神奈川県：20名
神奈川県森林組合連合会：1名
森林整備センター：1名
東京神奈川森林管理署：3名

目的

神奈川県内で活動可能な森林総合監理士による市町村等への技術的支援や、その他必要な協力を円滑かつ効果的に実施するため、具体的な取組事例やそのノウハウに係る情報の共有を図るほか、森林総合監理士相互の交流を促進し、森林総合監理士として期待される専門的かつ高度な知識及び技術の向上を図ることを目的とする。

茨城県フォレスター等連絡協議会

令和元年6月18日発足 会員61名
茨城県：50名
常陸太田市：1名
茨城県林業公社：1名 茨城県農林振興公社：2名
茨城森林管理署：7名（内OB1名）

目的

森林総合監理士や林業普及指導員（以下、森林総合監理士等）の活動の柱のひとつに、市町村森林整備計画の樹立及び実行監理に関する指導・助言がある。このため、茨城県内の森林総合監理士等が連携しながら活動を推進できるよう、必要な情報交換や役割の分担及び連携に関して調整し、適切な指導・助言を行う。

また、茨城県における木材サプライチェーンの構築、森林経営計画の策定支援、森林経営計画に基づく確実な実行を支援するものとし、そのために必要な意見交換や相互の検討会等への参加を目的とする。

フォレスターチームの結成により、関係者間での連絡調整・情報交換、情報共有に効果

茨城県フォレスター等連絡協議会：森林林業活性化セミナー12月6日開催

東京都及び管内各県での結成促進を図り、地域林業の活性化に向けた取組促進を図る

3-③ 森林共同施業団地

森林管理署等と地方自治体、民有林所有者等が、森林整備推進に関する協定を締結し、民有林と国有林が隣接する地域の森林において、双方が連携して路網整備や間伐等の森林施業などを進める仕組み



森林共同施業団地を設定するメリット

①効率的な路網整備

民有林と国有林が計画段階から連携することにより、一体的、効率的な路網整備が可能となります。

②事業コストの低減

民有林と国有林が、林業専用道、森林作業道、土場等の搬出施設を相互利用することができ事業のコストダウンが図られます。

③木材の協調出荷

民有林と国有林が木材の出材時期や出材量等を相談して、まとまった量の協調出荷が可能となれば、有利な販売が期待できます。

④森林環境保全直接支援事業等の要件緩和

国有林との森林共同施業団地対象民有林は、国有林と併せて一定の事業規模(5ha)を満たせば、森林環境保全直接支援事業の対象となります。

設定の流れ

候補区域の選定

関係者間の事前調整

運営会議の設置（必要に応じて）

森林共同施業団地の設定
(森林整備等実施計画の作成)

森林整備推進協定の締結

事業の実施

期待される効果

- 林業・木材産業の活性化
- 豊かな森林づくりの実現
- 森林吸収源対策の推進
- 施業の集約化の推進
- 他の地域・流域への波及

※逆の場合もある

3-③ 関東森林管理局における森林整備推進協定の設定状況

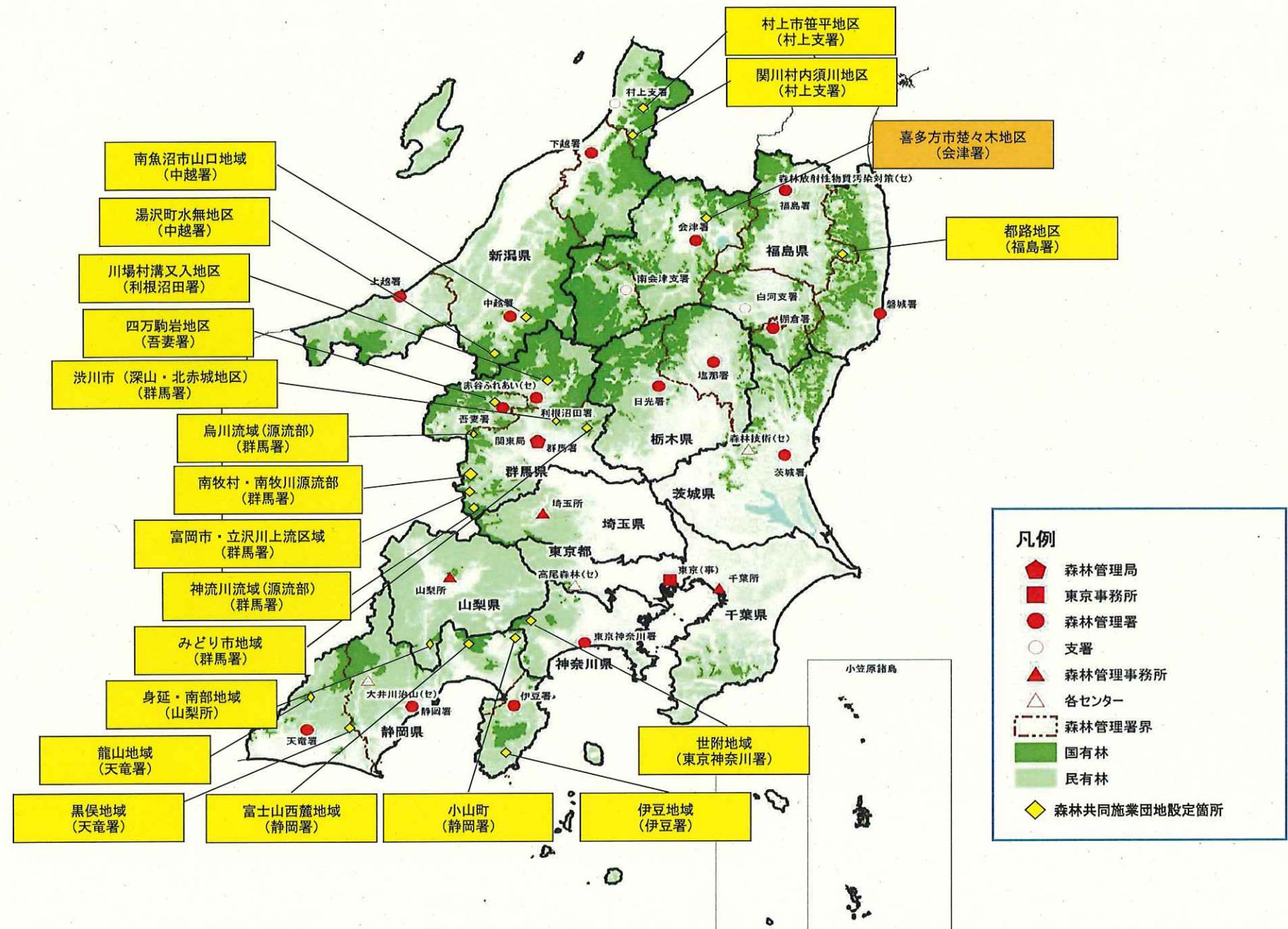
森林整備推進協定 一覧

令和2年7月1日現在

| 署等 | 森林整備推進協定名（団地の有無） | 協定締結年月日 | 現協定期間 | | 協定面積(ha) | | | 協定者 | | | | | 森林計画区 | |
|--------|----------------------------|-----------|----------|---------|----------|---------|---------|------|------------|----------------|----------------|------------|-------|-------|
| | | | 始期 | 終期 | 国有林 | 民有林 | 計 | 市町村 | 県 | 事業体等 | | | | |
| 福島 | 都路地区森林整備推進協定(団地) | R2.6.11 | R2.6.11 | R7.3.31 | 5,847 | 4,493 | 10,340 | | | ふくしま中央森林組合 | 福島中央木材市場素材生産組合 | | | 阿武隈川 |
| 白河支署 | 古殿地域森林整備推進協定 | H23.2.25 | R2.4.1 | R7.3.31 | 6,192 | 7,316 | 13,508 | 古殿町 | 県中農林事務所 | | | | | 阿武隈川 |
| 会津署 | 喜多方市森林整備推進協定(団地) | H29.3.16 | H29.4.1 | R4.3.31 | 14,319 | 24,035 | 38,354 | 喜多方市 | 会津農林事務所 | 会津北部森林組合 | 有限会社齊藤造林 | | | 会津 |
| 群馬署 | みどり市地域森林整備推進協定(団地) | H28.11.29 | H29.4.1 | R4.3.31 | 15,825 | 712 | 16,537 | みどり市 | 桐生森林事務所 | わたらせ森林組合 | 桐生広域森林組合 | | | 利根下流 |
| | 烏川流域(源流部)森林整備推進協定(団地) | H29.6.1 | R2.4.1 | R7.3.31 | 2,126 | 1,562 | 3,688 | | 西部森林環境事務所 | 磯村産業株式会社 | | | | 西毛 |
| | 神流川流域(源流部)森林整備推進協定(団地) | H30.2.13 | R2.4.1 | R7.3.31 | 757 | 427 | 1,184 | 上野村 | | 前橋水源林整備事務所 | 株式会社吉本 | | | 西毛 |
| | 南牧村・南牧川源流部森林整備推進協定(団地) | H30.11.5 | R2.4.1 | R7.3.31 | 1,222 | 687 | 1,909 | 南牧村 | 富岡森林事務所 | 南牧村森林組合 | | | | 西毛 |
| | 富岡市・立沢川上流区域森林整備推進協定(団地) | H31.1.30 | R2.4.1 | R7.3.31 | 354 | 314 | 668 | 富岡市 | 富岡森林事務所 | 鎌川東部森林組合 | | | | 西毛 |
| | 渋川市(深山・北赤城山地区)森林整備推進協定(団地) | H31.3.15 | H31.3.15 | R4.3.31 | 163 | 96 | 259 | 渋川市 | 渋川森林事務所 | 渋川広域森林組合 | 前橋水源林整備事務所 | | | 利根下流 |
| 利根沼田署 | 川場村溝又入地区森林整備推進協定(団地) | H24.10.25 | H28.4.1 | R3.3.31 | 205 | 214 | 419 | 川場村 | 利根沼田森林環境事務 | | | | | 利根上流 |
| 吾妻署 | 四万駒岩地区森林整備推進協定(団地) | H26.3.26 | H30.4.1 | R5.3.31 | 138 | 73 | 211 | 中之条町 | 吾妻森林環境事務所 | 吾妻森林組合 | | | | 吾妻 |
| 東京神奈川署 | 世附地区森林整備推進協定(団地) | R2.3.24 | R2.3.24 | R5.3.31 | 537 | 735 | 1,272 | 山北町 | 県政地域県政総合セン | 王子木材綠化株式会社 | | | | 神奈川 |
| 中越署 | 湯沢町森林整備推進協定(団地) | H26.3.3 | H30.4.1 | R5.3.31 | 87 | 17 | 104 | 湯沢町 | 南魚沼地域振興局 | | | | | 中越 |
| | 南魚沼市山口地域森林整備推進協定(団地) | H27.9.30 | H30.4.1 | R5.3.31 | 271 | 77 | 348 | 南魚沼市 | | 南魚沼森林組合 | 株式会社戸田組 | | | 中越 |
| 下越署 | 阿賀地域民国連携森林整備推進協議会《準協定》 | R2.3.31 | R2.4.1 | - | 32,029 | 57,262 | 89,291 | 阿賀町 | 津川地区振興事務所 | 新潟県農林公社 | | | | 下越 |
| 村上支署 | 村上市笛平地区森林整備推進協定(団地) | H25.2.1 | R2.4.1 | R7.3.31 | 313 | 206 | 519 | | | 下越流域森林・林業活性化工事 | (有)阿部林業工事店 | | | 下越 |
| | 関川村内須川地区森林整備推進協定(団地) | H27.3.20 | R2.4.1 | R7.3.31 | 285 | 213 | 498 | | | 下越流域森林・林業活性化工事 | 新潟県農林公社 | 関川村森林組合 | | 下越 |
| 静岡署 | 富士山西麓地域森林整備推進協定(団地) | H24.2.10 | H28.4.1 | R3.3.31 | 3,330 | 1,271 | 4,601 | 富士宮市 | 富士農林事務所 | 上井出財産区管理者 | 日本製紙(株) | | | 富士 |
| | 小山町森林整備推進協定(団地) | H28.3.10 | H28.4.1 | R3.3.31 | 1,310 | 200 | 1,510 | 小山町 | 東部農林事務所 | | | | | 富士 |
| 天竜署 | 黒保地域森林整備推進協定(団地) | H28.12.8 | H31.4.1 | R6.3.31 | 126 | 194 | 320 | 掛川市 | | 掛川市森林組合 | | | | 天竜 |
| | 龍山地域森林整備推進協定(団地) | R1.8.8 | R1.8.8 | R6.3.31 | 118 | 219 | 337 | 浜松市 | 西部農林事務所 | 龍山森林組合 | (有)天竜フォレス | 石野秀一 | | 天竜 |
| 伊豆署 | 伊豆地域森林整備推進協定(団地) | H22.9.16 | H29.4.1 | R4.3.31 | 156 | 571 | 727 | | 賀茂農林事務所 | いなざさ林業 | 静岡水源林整備事務所 | | | 伊豆 |
| 山梨所 | 身延・南部地域森林整備推進協定(団地) | H25.3.27 | R2.4.1 | R7.4.1 | 643 | 580 | 1,223 | | 峻南林務環境事務所 | 身延町森林組合 | 南部町森林組合 | 甲府水源林整備事務所 | | 富士川中流 |
| 13署等 | 22協定(21団地) 1協議会 | | | | 86,353 | 101,474 | 187,827 | 18 | 17 | 34 | | | 69 | |

*協定者数は延べ数

3-③ 関東森林管理局管内森林共同施業団地位置図



3-④ 公益的機能維持増進協定制度

国有林に隣接・介在する民有林で、間伐等の施業が十分に行われていない場合、民有林の所有者と「公益的機能維持増進協定」を締結し、国において、国有林と民有林の整備を一体的に行う仕組み
(世界自然遺産地域及びその候補地内については、外来種駆除も実施)



3-④ 公益的機能維持増進協定制度の概要

1. 対象森林

・以下のすべてを満たす森林

- ① 国有林内等で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ② 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ③ 当該地区に国有林の施業予定地があること

(国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林)

2. 協定の締結

・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します。

・期間は最長で10年間です。

・協定の内容を公告・縦覧により明確化します。

・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施します。

3. 森林管理署が行う一体的な取組

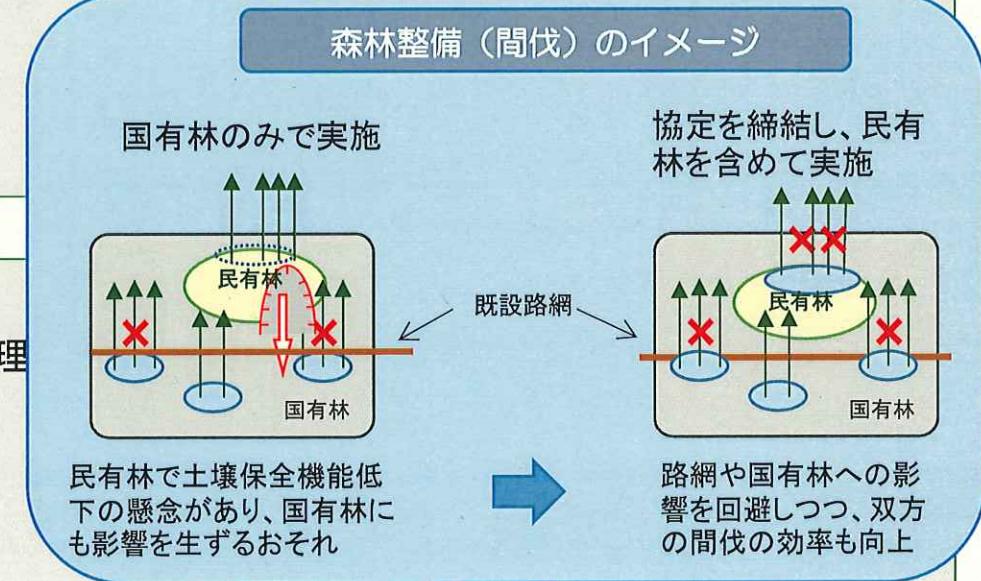
・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成、提案、施工管理

・民有林の間伐等の森林整備

・路網の共同利用

※ 具体的な内容については、協定の締結の際に決定します。

※ 協定に基づく間伐を実施した後は、5年間は皆伐できません。



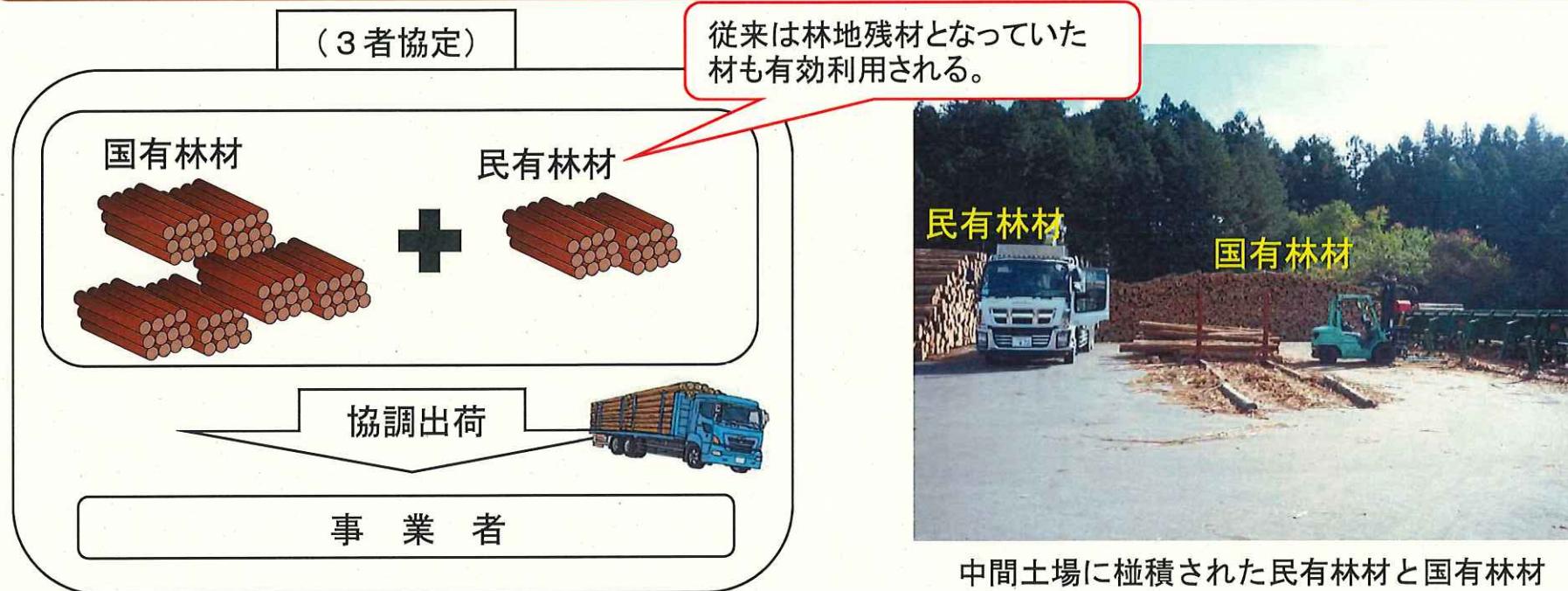
3-④ 関東森林管理局における公益的機能維持増進協定の締結状況

令和2年7月1日現在

| No. | 署等 | 協定名 | 所在地 | | 協定締結年月日 | 協定有効期間 | 面積 | | | 協定相手方 | 民有林事業内容 |
|-----|-------|------------------------------|-----|--------------|------------|--------------------------------|------|-------|-------|--------------|---------------|
| | | | 都県 | 市町村 | | | 民有林 | 国有林 | 計 | | |
| 1 | 天竜 | 浜松市三ヶ日町日比沢地区 公益的機能維持増進協定 | 静岡 | 浜松市 | 平成26年2月28日 | 自至 平成26年4月 1日 平成28年3月31日 | 1.23 | 40.22 | 41.55 | 日比沢区 自治会長 | 間伐 (活用型) |
| 2 | 日光 | 日光市藤原地域 公益的機能維持増進協定 | 栃木 | 日光市 | 平成26年3月14日 | 自至 平成26年4月 1日 平成27年3月31日 | 1.81 | 30.96 | 32.77 | 日光市長 | 間伐 (活用型) |
| 3 | (局直轄) | 小笠原諸島父島・夜明山地域 公益的機能維持増進協定 | 東京 | 小笠原村 (父島) | 平成26年4月21日 | 自至 平成26年4月21日 平成29年3月31日 | 1.11 | 1.10 | 2.21 | 個人所有者1名 | 外来種 駆除 |
| 4 | 日光 | 日光市高徳地域 公益的機能維持増進協定 | 栃木 | 日光市 | 平成28年2月9日 | 自至 平成26年4月 1日 平成30年3月31日 | 0.52 | 40.14 | 40.66 | 個人所有者1名 | 間伐 (存置) |
| 5 | 茨城 | 北茨城市上小津田地区 公益的機能維持増進協定 | 茨城 | 北茨城市 | 平成29年3月22日 | 自至 平成29年4月 1日 令和 6年3月31日 | 3.59 | 36.77 | 40.36 | 個人所有者1名 | 間伐 (存置) |
| 6 | 日光 | 日光市夕テ原地域 公益的機能維持増進協定 | 栃木 | 日光市 | 平成29年3月29日 | 自至 平成29年4月 1日 令和 6年3月31日 | 0.79 | 87.94 | 88.73 | 個人所有者2名 | 間伐 (存置) |
| 7 | 茨城 | 常陸太田市里川地区 公益的機能維持増進協定 | 茨城 | 常陸太田市 | 平成30年4月16日 | 自至 平成30年4月16日 令和 6年3月31日 | 1.37 | 23.68 | 25.05 | 個人所有者1名 | 間伐 (存置) |
| 8 | 天竜 | 浜松市北区細江町気賀地区 公益的機能維持増進協定 | 静岡 | 浜松市 | 平成30年4月16日 | 自至 平成30年4月16日 令和 6年3月31日 | 0.23 | 18.17 | 18.40 | 個人所有者1名 | 間伐 (存置) |
| 9 | 塩那 | 大田原市南方地区 公益的機能維持増進協定 | 栃木 | 大田原市 | 平成31年2月12日 | 自至 平成31年4月 1日 令和 7年3月31日 | 0.50 | 23.78 | 24.28 | 個人所有者1名 | 間伐 (存置) |
| 10 | 日光 | 日光市藤原見揚地域 公益的機能維持増進協定 | 栃木 | 日光市 | 平成31年3月28日 | 自至 平成31年4月 1日 令和 7年3月31日 | 0.68 | 67.89 | 68.57 | 個人所有者2名 | 間伐 (活用・存置) |

3-⑤ 民有林と国有林が連携した安定供給システム販売

民有林材と国有林材をまとめて出荷（協調出荷）することにより、民有林における施業の集約化やこれまで小ロットであることにより販路の乏しかった未利用間伐材等の有効利用を可能とし、原木の安定供給体制づくりを推進しています。



・民有林と連携した安定供給システム販売による協定実績

| | | |
|--------|----------------------|---|
| 平成26年度 | 424m ³ | 1署・1協定 (群馬) |
| 平成27年度 | 412m ³ | 1署・3協定 (群馬) |
| 平成28年度 | 2,713m ³ | 4署・4協定 (茨城・群馬・下越・村上) |
| 平成29年度 | 4,480m ³ | 8署・10協定 (白河・棚倉・ 会津 ・茨城・塩那・群馬・下越・村上) |
| 平成30年度 | 6,688m ³ | 19署・21協定 (磐城・福島・白河・ 会津・南会津 ・茨城・塩那・群馬・吾妻・利根沼田 ・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・千葉・山梨) |
| 令和元年度 | 7,364m ³ | 20署・24協定 (磐城・福島・白河・棚倉・ 会津・南会津 ・茨城・日光・塩那・群馬・吾妻・ 利根沼田・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・山梨) |
| 令和2年度 | 10,100m ³ | 19署・28協定 (磐城・白河・棚倉・ 会津・南会津 ・茨城・日光・塩那・群馬・吾妻・ 利根沼田・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・山梨) |

3-⑥ 森林総合監理士等の育成支援 技術者育成研修

『研修拠点(利根沼田署)』において実施した研修等について(H30~)

| | 令和2年度(予定) | | H31年度 | | H30年度 | |
|---------|---|---------|--|---------|---|---------|
| | 研修名 | 内容 | 研修名 | 内容 | 研修名 | 内容 |
| 林野庁主導研修 | 森林総合監理士育成研修(後期)2 | 3泊4日×1回 | 森林総合監理士育成研修(後期)2 | 3泊4日×1回 | 森林総合監理士育成研修(後期) | 3泊4日×1回 |
| | 実践研修(現地検討) 「主伐・再造林に向けた、ニホンジカ被害対策全体構想の作成と実行について」 | 2泊3日×1回 | 実践研修(現地検討) 「主伐・再造林に向けた、ニホンジカ被害対策全体構想の作成と実行について」 ※研修テーマの見直し | 2泊3日×1回 | 実践研修(現地検討) 「人工林広葉樹林化誘導技術」 | 2泊3日×1回 |
| | 林業成長産業化構想技術者育成研修 (ブロック研修) | 4泊5日×1回 | 林業成長産業化構想技術者育成研修 (ブロック研修) ※林野庁委託事業でH31年度名称変更 | 4泊5日×1回 | ICT等活用路網整備技術者育成研修 (ブロック研修) ※林野庁委託事業でH30年度新規 | 4泊5日×1回 |
| 関東局独自研修 | 民国連携技術者育成研修(実践編) | 3泊4日×1回 | 民国連携技術者育成研修(実践編) ※H31年度名称変更 | 3泊4日×1回 | 民国連携技術者育成研修 (森林官能力向上研修を名称変更) | 3泊4日×1回 |
| | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 1 (広葉樹林化技術を学ぶ) | 2泊3日×1回 | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. I (広葉樹林化技術を学ぶ) ※H31年度名称変更 | 2泊3日×1回 | 人工林広葉樹林化誘導技術研修 | 2泊3日×1回 |
| | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 2 (デジタルデータ基礎) ※R2年度名称変更 | 3泊4日×1回 | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. III (高性能林業機械作業システムの選択と運用) ※H31年度名称変更 | 2泊3日×1回 | 高性能林業機械作業システム研修 (林業機械化センターと連携した取組) | 2泊3日×1回 |
| | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 3 (森林作業道と作業システムの選択と運用) ※R2年度名称変更 | 2泊3日×1回 | 森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. II (森林作業道指導者の育成) ※H31年度名称変更 | 2泊3日×1回 | 森林作業道技術指導研修 (林業機械化センターと連携した取組) | 2泊3日×1回 |

※上記の他、森林総合監理士の養成を目的として森林総合監理士受験者に対し資格取得に向けた研修を局においてH29年度より実施していたが、H31年度から「民国連携技術者育成研修(基礎編)」として見直しを図っている。

4. (事例紹介) 森林経営管理制度におけるドローンを活用した支援

平成31年4月から運用を開始した森林経営管理制度については、森林の経営管理の状況や今後の意向を森林所有者に確認する意向調査の実施を中心に、各市町村で地域の実情に応じた取組が展開されつつあります。

関東森林管理局では、民有林への支援の一環として、ドローンにより民有林を撮影し、画像データをオルソ化してGISに取り込み、林業経営に適しているかどうかの判断等に活用できるか試行的な取組を実施しています。



民有林における関東局職員によるドローン撮影状況
(自動飛行の説明)



撮影したドローン画像の取扱い等についての説明状況
(市役所内会議室)